

税務課から

軽自動車の廃車・名義変更手続きについて

令和元年10月より、軽自動車の取得時に係る税が自動車取得税から軽自動車税（環境性能割）となったことにより、これまでの軽自動車税は令和2年度課税分より軽自動車税（種別割）となりました。

種別割は、4月1日現在、町内に軽自動車などを所有している個人及び法人に課税されます。4月2日以降に廃車・名義変更手続きをされた場合は、旧所有者の方（4月1日現在の名義人）に課税されますのでご承知ください。

また、3月末は軽自動車協会、役場税務課及び各支所総合窓口室が大変混雑しますので、早めの廃車・名義変更手続きをお願いします。



◆届出先

車種によって届出先が異なりますのでご注意ください。

①軽四輪自動車

鳥取県軽自動車協会

☎0857・28・7021

②二輪自動車（排気量が125ccを超えるオートバイ）

鳥取県自動車整備振興会建物内11番窓口

③原動機付自転車（排気量が125cc以下のオートバイ）、小型特殊自動車（トラクターなど）

税務課または各支所総合窓口室

◆問い合わせ先

税務課

☎0859・54・5208



スマートフォンで税金が納付できるようになります！

町の税金の納付については、これまで役場や金融機関等での窓口払、口座振替、コンビニでの窓口払やクレジットカード決済を利用いただいておりましたが、令和2年4月から、スマートフォンのアプリ決済での利用もできるようになります。

これにより、納付書を役場や金融機関等、コンビニの窓口を持って行かなくても、いつでもどこでも手数料無料で税金が納付できます。詳細については次のとおりです。

【スマートフォンで納付ができるアプリ決済】

- ① PayPay（ペイペイ）
- ② LINE Pay（ラインペイ）
- ③ 支払秘書

【登録及び利用方法】

①～③のアプリへの登録及び利用方法については、それぞれのリンク先で確認してください。

【利用できる税目】

- ① 軽自動車税（種別割）
- ② 固定資産税
- ③ 町県民税
- ④ 国民健康保険税



【利用の際の注意事項】

次のような納付書は、スマートフォンでの納付ができませんのでご注意ください。

- ① バーコードの印字がないもの
- ② 1件の納付金額が30万円を超えるもの
- ③ 納期限が過ぎているもの
- ④ 納付書が手書きで書かれているもの
- ⑤ 金額が訂正してあるもの
- ⑥ 汚損などでバーコードが読み取れないもの

【軽自動車税（種別割）の納税証明について】

スマートフォンでのアプリ決済を利用された場合、領収書は発行されません。このため納付書に添付されている継続検査（車検）用の納税証明は利用できません。納税証明書が必要な場合は、本庁税務課または各支所の窓口にお越しいただくか、郵送での申請をお願いします。

※ご質問、ご不明な点がありましたら税務課へお問い合わせください。

◆問い合わせ先
税務課

☎0859・54・5208